平成２７年（フ）第１９４号
釧路市花園町４番６号
債務者　青島　範和
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２１１号
釧路市春採４丁目23番６号
債務者　安達　敏郎
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２１３号
釧路市愛国東２丁目25番２号　竹の子ハイツ201号室
債務者　高橋　由佳
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４５８号
静岡県浜松市北区根洗町1039番地の１　グリーンハイツ根洗212号
債務者　當間　一夫
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４５９号
静岡県浜松市北区根洗町1039番地の１　グリーンハイツ根洗212号
債務者　當間　照子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４８２号
静岡県浜松市中区上浅田２丁目５番12号
債務者　合原　正彦
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４９０号
静岡県浜松市東区半田山４丁目９番12号　レオパレスＹｏｕｔｈ101号室
債務者　鈴木　良枝
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１１７９７号
東京都台東区三ノ輪１丁目１番10号
破産者　株式会社池田電機工業
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２２６号
神奈川県相模原市中央区淵野辺本町３丁目22―33
破産者　島野　一朗
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４０７号
神奈川県平塚市見附町21―４―301
破産者　門田土佐男
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９２１号
千葉県野田市野田48―２―201、開始決定時の住所千葉県野田市中根67
破産者　椎名　　猛
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５０９号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3637―13―202
破産者　天野　哲朗
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７２３号
埼玉県熊谷市久下１丁目137―１―305
破産者　佐々木友理子
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９６５号
東京都大田区北千束２丁目20―７―312
破産者　村田　　聡
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０４４号
東京都墨田区墨田３丁目41―２、開始決定時の住所東京都墨田区墨田１丁目15―15―801
破産者　坪井　良郎
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２６３号
東京都世田谷区赤堤４丁目15番10号
破産者　株式会社スリーディーイノベイションズ
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２６４号
東京都世田谷区梅丘２丁目13―15―107
破産者　井上　　淳
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３６１号
兵庫県神戸市西区糀台５丁目10番地２
破産者　西神中央開発株式会社
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５９０号
東京都世田谷区大原１丁目25―６　ヤエスビル３階、住民票上の住所東京都世田谷区松原１丁目42―19
破産者　塚本　浄司
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部